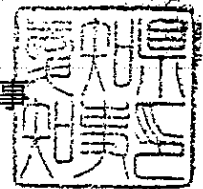


10自環第 101-5号

平成10年12月25日

通 商 産 業 大 臣 殿

愛 知 県 知 事



出光愛知製油所汽力発電所第3号発電設備の増設に係る環境影
響評価方法書について（通知）

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第10条第1項及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の7の規定による意見は別添1のとおりです。

なお、電気事業法第46条の8の規定に基づき事業者に対し、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について勧告をするにあたっては、環境の保全についての適正な配慮について当該意見の内容が十分に勘案されますようよろしくご配慮ください。

また、環境保全の見地からの知多市長の意見は別添2のとおりです。

（連絡先 環境部自然環境保全室環境影響評価担当

電話052-961-2111内線2524・2523）

出光愛知製油所第3号発電設備増設計画環境影響評価方法書 に関する意見

出光愛知製油所第3号発電設備増設計画に係る環境影響評価の実施に当たり、事業者においては、通商産業省令第54号（平成10年6月12日付け）に基づき、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することはもとより、審査会議報告に基づき形成される知事意見を勘案するとともに、住民等による環境の保全の見地からの意見に配慮して、環境影響評価を実施する必要がある。

また、今後、事業の計画の熟度や環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて選定された項目及び手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行う必要がある。

1 事業の計画検討に当たっての配慮事項等

- ① 当該事業について、住民の理解を得るためには、具体的な事業内容を踏まえ、より確実性のある環境影響評価を実施し、その結果を事業計画や環境保全対策の検討、施工・供用時の環境配慮等に反映する必要がある。

このため、事業の目的及び事業計画や工事計画等をより具体化し、その計画に即した環境影響評価の結果を環境影響評価準備書に記載すること。

- ② 環境保全対策について、最新・最善の技術を導入するなど、ばい煙排出量や水質汚濁物質排出量等の一層の低減について検討するとともに、既存施設における低減対策も併せて実施し、現状より悪化させない計画とすること。
- ③ 事業計画の検討に当たっては、大気汚染防止及び地球温暖化防止の観点から、発電効率の高いシステムの導入や関連施設の省エネルギー化、排熱の利用等に努めること。
- ④ 事業計画の検討に当たっては、集じんダストや排煙脱硫設備

から発生する石膏等を有効利用するとともに、廃棄物の排出抑制及び適正処理を図ること。

- ⑤ 地域における大気質、騒音及び振動の現況を踏まえ、工事及び供用時における資材等の搬出入について、海上輸送も含めて検討するとともに、関連車両について適切な運行計画とすること。

- ⑥ 工事計画の検討に当たっては、次の点を考慮した上で適切な計画となるよう配慮すること。

- ・ 低騒音型の建設機械等を使用すること
- ・ 搬出入する土砂については土壌の汚染に係る環境基準の項目について溶出試験を、また、カドミウム、鉛、砒素及び総水銀については含有量試験を実施すること。

2. 環境影響評価に当たっての検討事項

(1) 環境影響評価の項目等

- ① 燃料として重質重油を用いることから、その性状（発熱量、粘度、硫黄分、窒素分、残留炭素分、重金属類等）を明らかにするとともに、その結果を踏まえ、必要に応じて有害大気汚染物質等についても選定すること。
- ② 浮遊粒子状物質については、知多市内の全測定点で環境基準に適合していないことから、施設の稼働のみならず、工事用資材等の搬出入や建設機械の稼働、供用時における資材等の搬出入による影響についても対象とすること。
- ③ 施設の稼働により発生が想定される低周波音についても項目として選定すること。
- ④ 排煙脱硝設備にアンモニアを使用することから、悪臭を項目として選定すること。
- ⑤ 水質に係る項目として、化学的酸素要求量に加えて、水素イオン濃度、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、フ

ェノール類含有量についても選定すること。

(2) 調査、予測及び評価の手法

- ① 大気質について調査すべき情報として道路沿道大気質の状況を加えること。
- ② 大気質の各項目のうち、施設の稼働に係わる大気質の長期予測に当たっては、事業所内の他の発生源も含む予測モデルを作成し、着地濃度分布の現況と将来を比較し影響評価を行うこと。
- ③ 施設の稼働に伴う大気質の予測については、隣接する住居系区域への影響を考慮し、ダウンウォッシュやフューミゲーション等の特定の気象条件に配慮した手法や模型実験等による予測、評価を検討すること。

また、短期予測については、ボサンケ・サットン式を用いるとしているが、窒素酸化物総量規制マニュアル（増補改訂版）等の式に準ずる手法についても行うとともに、周辺の大気汚染常時監視測定局における大気汚染物質の着地濃度が高濃度となる気象条件等を考慮して予測、評価を行うこと。

- ④ 拡散予測のモデルを利用するに際して、モデルの選定理由及び用いるパラメータの設定根拠を明らかにすること。
- ⑤ 大気質、騒音及び振動について、工事用資材等の搬出入、建設機械の稼働及び供用時における資材等の搬出入に係わる予測地域については、「対象事業実施区域及びその周囲1 kmの範囲内の区域」としているが、発生交通に伴う沿道環境影響は事業実施区域の周辺1 kmを超えて及ぶことも想定されることから、調査、予測に当たっての区域設定の妥当性を詳細に検討すること。

また、道路交通騒音に係る当該調査、予測について、関連車両の運行計画を検討し、適宜地点を追加すること。

- ⑥ 環境騒音については、平成10年9月30日に騒音に係る環境基準が改定され、評価手法として等価騒音レベルが採用されたこ

とから、等価騒音レベルについても調査、予測及び評価を行うこと。

- ⑦ 復水器冷却水の冷却を冷却塔方式により行うことから、海水の取放水による冷却方式に比べて温排水の発生量は少ないが、温排水による海域への影響（水温等）について、予測、評価を行うこと。

また、冷却塔から排出される蒸気の挙動についても調査、予測及び評価を行うこと。

- ⑧ 施設の稼働に伴う水の汚れを把握するため、排水口近傍2地点において化学的酸素要求量を調査することとしているが、影響をより詳細に把握するため、適切かつ効果的な調査地点を検討すること。
- ⑨ 重要な動・植物種及び注目すべき生息・生育地の調査に当たっては、事業の特性を踏まえ、適切かつ効果的な調査地域を選定すること。
- ⑩ 景観の調査地点として4地点を選定しているが、調査地点に内陸部丘陵地からの眺望点を追加すること。
- ⑪ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況について、特に地域住民が誇りに思っているような景観や触れ合い活動の場がないか確認し、必要に応じて予測、評価を行うこと。

3 その他

- ① 今後の環境影響評価手続の実施に当たっては、住民の意見について十分に検討を行うこと。
- ② 環境影響評価準備書は専門的な内容が多く、かつ、膨大な図書になる可能性があることから、作成に当たっては、住民にわかりやすい内容となるような方策を検討し実施すること。

知環発第 5 3 5号

平成10年11月18日

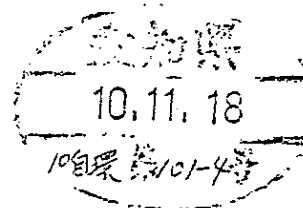
愛 知 県 知 事 殿

知多市長 安 藤 嘉 治



出光愛知製油所汽力発電所第3号発電設備の増設に係る環境
影響評価方法書について（回答）

平成10年10月21日付け10自環発第101-3号で照会の
ありました出光愛知製油所汽力発電所第3号発電設備の増設に係る
環境影響評価方法書について、環境保全の見地からの意見は、別添
のとおりです。



意見書

出光愛知製油所第3号発電設備増設計画環境影響評価方法書に

関する知多市長の意見について

環境影響評価方法書に記載された環境影響評価項目について、環境への負荷を現状より悪化させないことを基本的な考え方として、調査及び予測を的確に実施し、適正に評価すべきである。また、次のことについて、実施するよう要望する。

1. 大気汚染防止対策

- (1) 排煙の拡散に及ぼす地形の影響の程度について調査するため、風洞実験を行うこと。
- (2) ダイオキシンについてバックグラウンド濃度を把握するため、調査を実施すること。
- (3) 復水器の冷却に冷却塔方式を採用するため、蒸気発生が予想されることから、敷地境界で湿度の調査、予測をすること。

2. 悪臭防止対策

排煙脱硝設備でアンモニアを使用するため、調査、予測すること。

3. 騒音・振動防止対策

施設の稼働にともない低周波騒音の発生が予想されるため、調査、予測すること。

4. 水質汚濁防止対策

- (1) 化学的酸素要求量の他に、現行の公害防止計画書に記載されている水素イオン濃度、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出分、フェノール分についても調査、予測すること。
- (2) 復水器の冷却に冷却塔方式を採用するため、温排水による流水の温度、流向及び流速への影響について、調査、予測すること。
- (3) 水質の調査地点を現行の2地点から4地点に増やすこと。

5. 動物、植物、生態系保存対策

- (1) 動物、植物についての調査範囲は、半径20kmの範囲とすること。
- (2) 海域に生息する動物については、地形変化及び施設の存在、施設の稼働による温排水の影響を調査、予測すること。

6. 景観保全対策

景観の調査位置について、内陸部の眺望点（旭北小学校付近）を1地点増やすこと。